

暴行および暴力の脅迫-罰則および規定の通知

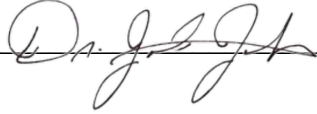
KRS 158.1559は、KRS 508.078(学校関係者、学校敷地内に合法的にいる者、または学校運営に対して、記述された脅迫を行うことを犯罪とする)の規定について、学校の最初の授業日から10日以内に、すべての生徒、生徒の保護者、保護者に書面で通知することを義務づけている。この要件に従い、KRS 508.078の本文を以下に記載します。この第二級テロ脅迫罪には重大な罰則が科せられることをご承知ください。このD級重罪で有罪判決を受けた場合、KRS 532.060およびKRS 534.030にそれぞれ規定されているように、1年以上5年以下の懲役および1,000ドル以上10,000ドル以下の罰金が科される可能性があります。さらに、学校運営を妨害する爆破予告またはその他の犯罪予告に基づく告発を扱う少年事件の裁判所は、児童またはその親に対し、学区や救急隊員などの関係者に脅迫によって生じた損害の賠償(費用の支払い)を命じることができます(KRS 635.060)。

**KRS 508.078(テロ脅迫、第2級)**

1. KRS 508.075に規定されている場合を除き、故意に以下の行為を行った場合、第二級脅迫罪が成立する:
  - a) 学校行事に関して、公立または私立の小・中学校、専門学校、中等教育機の生徒会、教師、ボランティア、職員、または学校の敷地内や学校公認の活動に合法的にいると予想されるその他の人物に対し、死亡または重大な身体的傷害をもたらす可能性のある行為を行うと脅迫した場合(その脅迫が、学校での雇用、勤務、学校への出席、または学校行事に関連している場合)。個人や団体に向けられた脅迫または学校に向けられた脅迫は、本項の違反が発生するために特定の個人や団体、あるいは学校を明示する必要はない。
  - b) 以下の目的のために、電子通信を含むあらゆる手段で虚偽の陳述をする:
    - 1.校舎、学校の所有物、または学校が承認した活動の避難を招く。
    - 2.学校の授業や学校公認の活動の中止を招く。
    - 3.生徒、保護者、学校関係者に重大な身体的危害の恐れを与える。
  - c) KRS 508.075に指定されている場所以外に大量破壊兵器を置いたと虚偽の供述をする。
  - d) 適法な権限を持たずに、KRS 508.075に指定されている場所以外の場所に、偽造の大量破壊兵器を置く。

暴行および暴力の脅迫-罰則および規定に関する通知**KRS 508.078(テロ脅迫、第二級) (続き)**

- 2.大量破壊兵器の偽造品は、KRS 522.010に定義されるように、公務員による公式訓練の一環として設置される場合、合法的な権限を持って設置される。
- 3.その情報が真実であると信じて、他人が行った脅迫を学校職員、平和警察官、法執行機関、緊急対応に携わる公共機関、または公共安全応答所に伝え、その脅迫の発信元が判明している場合やその人物を特定した場合、その者は本条に基づく犯罪の遂行は無罪とする。
- 4.第 2 級のテロ脅迫は、第 D 級の重罪にあたる。

校長の署名:  日付: 8/1/2025